

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月21日

秋田地方裁判所横手支部

裁判所書記官 津 嶋 満

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月10日から 令和 8年 6月17日まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月24日 午後 1時30分 場 所 秋田地方裁判所横手支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月14日 午前10時00分 場 所 秋田地方裁判所横手支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月21日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件目録

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 横手市平鹿町樽見内字古館 |
| | 地 番 | 46番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 581.81平方メートル |
| 2 | 所 在 | 横手市平鹿町樽見内字古館 |
| | 地 番 | 47番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 535.53平方メートル |
| 3 | 所 在 | 横手市平鹿町樽見内字古館47番地、46番地 |
| | 家屋 番号 | 47番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 92.74平方メートル
2階 66.24平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 物置 |
| | 構 造 | コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 19.87平方メートル
2階 18.21平方メートル |



物件明細書

令和 8年 5月 1日

秋田地方裁判所横手支部

裁判所書記官 津 嶋 満

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号3】

本件建物の従物（カーポート及びプレハブ物置）が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物件目録

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 横手市平鹿町樽見内字古館 |
| | 地 番 | 46番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 581.81平方メートル |
| 2 | 所 在 | 横手市平鹿町樽見内字古館 |
| | 地 番 | 47番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 535.53平方メートル |
| 3 | 所 在 | 横手市平鹿町樽見内字古館47番地、46番地 |
| | 家屋 番号 | 47番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 92.74平方メートル
2階 66.24平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 物置 |
| | 構 造 | コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 19.87平方メートル
2階 18.21平方メートル |



令和 7年(ケ)第 18号
令和 8年 1月20日受理
令和 8年 4月15日提出

現況調査報告書

秋田地方裁判所横手支部

執行官 関 知 満

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 横手市平鹿町樽見内字古館 |
| | 地 番 | 46番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 581.81平方メートル |
| 2 | 所 在 | 横手市平鹿町樽見内字古館 |
| | 地 番 | 47番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 535.53平方メートル |
| 3 | 所 在 | 横手市平鹿町樽見内字古館47番地、46番地 |
| | 家屋 番号 | 47番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 92.74平方メートル
2階 66.24平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 物置 |
| | 構 造 | コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 19.87平方メートル
2階 18.21平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土 地	物件1、2
現況地目	■宅地(物件1、2) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形 状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建 物	物件3
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主である建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	簡易工作物(プレハブ物置)がある。
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 所有者	<ol style="list-style-type: none">1 この土地・建物で第三者に貸しているところはありません。2 建物の1階に床暖房設備を整備しています。床暖房を使用すると1か月の電気代が10万円にもなるため、現在は使用していません。3 建物の中や建物の裏手にあるプレハブ物置の中に不要な物を多数置いています。附属建物の中にも、昔使っていた家具等を大量に置いています。これらを処分しなければならないと考えていますが、費用がかかるためできていません。4 この敷地から市道への出入りのために、公図に「道」と書かれた部分を利用しているのかどうか分かりません。

(執行官の意見用)

執行官の意見
<ol style="list-style-type: none">1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。2 物件1及び2の土地が一体になり、物件3の建物の敷地として利用されている。3 建物（主及び附属）及びプレハブ物置内には、不要と思われる動産類が大量に置かれている。4 本件所有者は、公図に「道」と記載された部分（いわゆる赤道）を市道への出入りのために使用しているかどうか分からない旨を述べた。しかし、公図、建物図面（各階平面図）及び物件の状況から判断すると、5枚目土地建物位置関係図のとおり、本件物件から市道に至るために赤道を利用しているものと思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年 2月 4日 (水) 10:10 - 10:20	秋田地方法務局大曲支局	・近隣土地の登記事項要約書を公用で取得 ・物件1、2上の物件3以外の登記済建物の有無を調査 (物件3以外の建物は無い)
8年 2月17日 (火) 14:30 - 14:40	物件所在地	占有調査、外観写真撮影
8年 3月18日 (水)	秋田地方裁判所本庁 (郵送)	所有者あて調査日時を通知
8年 4月 2日 (木) 9:50 - 11:00	物件所在地	立入調査、所有者から聴取、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

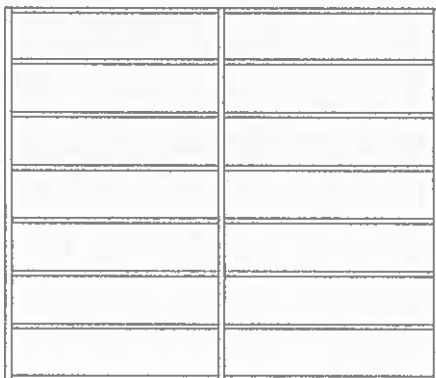
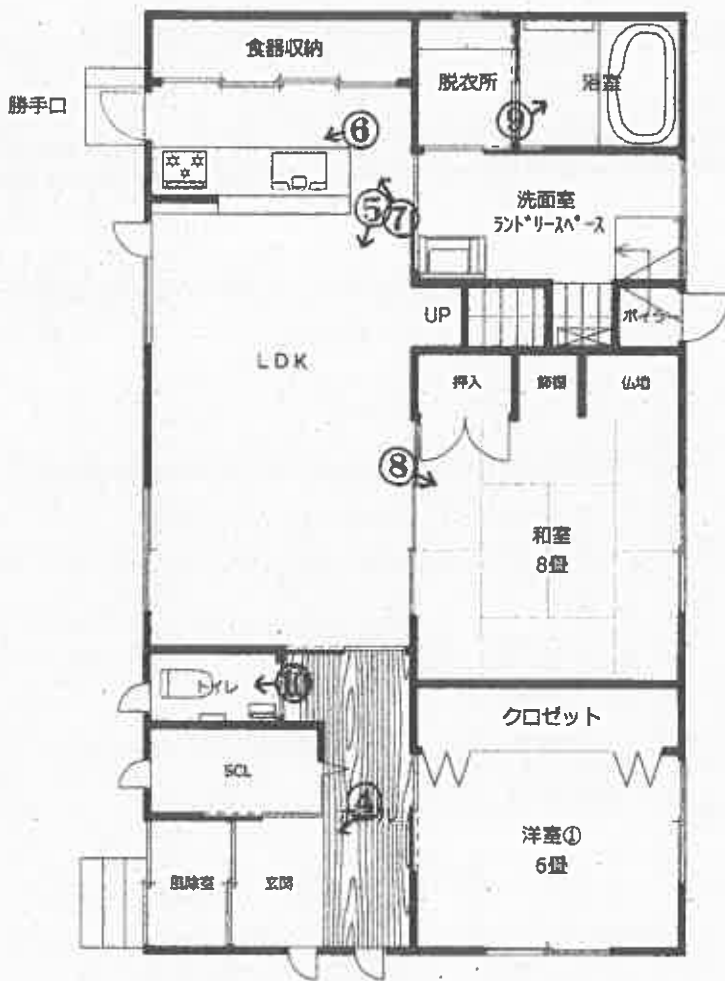
物件3建物間取図

横手支部 令和7年(ケ)第18号

横手市平鹿町樽見内字古館47番地・46番地

家屋番号:47番

1階



カーポート

○→写真撮影位置・方向



(6枚目)

縮尺:1/100

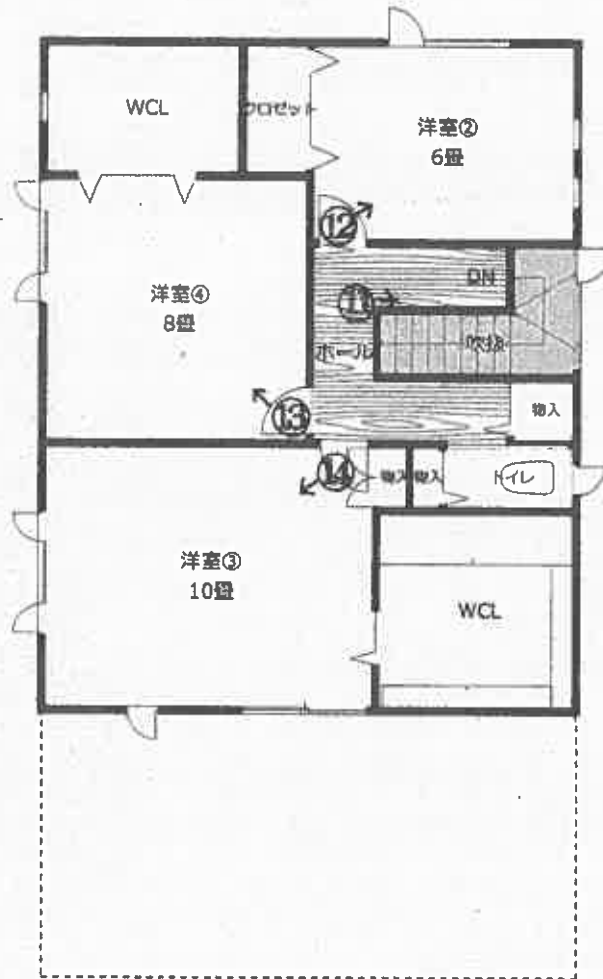
物件3建物間取図

横手支部 令和7年(ケ)第18号

横手市平鹿町樽見内字古館47番地・46番地

家屋番号:47番

2階



○→写真撮影位置・方向



(7枚目)

縮尺:1/100

物件3建物間取図

横手支部 令和7年(ケ)第18号

横手市平鹿町樽見内字古館47番地・46番地

附属建物:符号1

1階



2階



○→写真撮影位置・方向



縮尺:1/100

(8枚目)

①



物件3

②



物件3

物件2

③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



(12 枚目)

13



14



簡易工作物(プレハブ物置)

15



物件3

物件2

⑬

附属建物符号1



物件1

⑭



公図上の「道」

⑮



物件2

隣接地
(48番)

令和7年（ケ）第18号
令和8年4月2日現地調査
令和8年4月20日評 価

秋田地方裁判所
横手支部 御中

評 価 書

評価人 堀 範 子

第1 評価額

一括価格	
金17,784,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金1,357,000円
物件2(土地)	金1,250,000円
物件3(建物)	金15,177,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1並びに2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	横手市平鹿町樽見内字古館 46番 宅地 581.81㎡	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	横手市平鹿町樽見内字古館 47番 宅地 535.53㎡	同左
3	【主である建物】		
	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	横手市平鹿町樽見内字古館 47番地、46番地 47番 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 92.74㎡ 2階 66.24㎡ 延 158.98㎡	同左
	【附 属 建 物】		
	符 号 種 類 構 造 床 面 積	1 物置 コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 19.87㎡ 2階 18.21㎡ 延 38.08㎡	同左
番号	特 記 事 項		
1・2	物件1土地並びに物件2土地は、机上概測で縄伸びが生じているが、考慮外とする。		
3	ない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

<p>位置・交通 (道路距離)</p>	<p>・JR奥羽本線「横手」駅の南西方約10kmに位置する。 ・バス停「古館」まで徒歩約1分である。同バス停より「横手駅西口」まで乗車約14分である。</p> <p>・バス停「古館」 約80m ・市立浅舞小学校 約1.3km ・市立平鹿中学校 約3.4km ・横手市役所平鹿地域局 約2.6km ・北都銀行浅舞支店 約2.2km ・マックスバリュ平鹿町店 約2.7km (ATM設置) ・平鹿総合病院 約10km</p>	
<p>付近の状況</p>	<p>周囲に農地が残る中に、農家住宅、一般住宅が見られる既成住宅地域である。</p>	
<p>主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)</p>	<p>都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制</p>	<p>非線引都市計画区域 用途無指定 70% 200% なし 建築基準法第22条区域 特定用途制限地域(田園保全型)</p>
<p>画地の状況 (画地条件)</p>	<p>地積 形状 間口・奥行 地勢 その他</p>	<p>2筆合計 1,117.34㎡ ほぼ長方形 接道間口約15.0m・約41.0m 平坦 ない</p>

<p>接面道路の状況等</p>	<p>南東側：幅員約 5.5m舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号)に等高に接面する。 ※上記接面道路との間には幅約 0.3m水路が介在しており、コンクリート製橋により接道している。</p>	
<p>土地の利用状況及び 隣地の状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物件1並びに2土地は一体で、物件3建物の敷地として使用されている。 ・物件3建物については、物件1並びに2土地全体に法定地上権が及ぶ。 ・建物の配置は、附属資料「土地建物位置関係図」参照。 ・隣地の状況は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 北東側：一般住宅 南東側：市道を介して農地 南西側：一般住宅 北西側：農地 	
<p>供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)</p>	<p>上水道 都市ガス 下水道</p>	<p>あり…南東側市道に公設管あり なし なし</p>
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の進入路は、公図上の「道」部分も舗装して利用している。 ・現地調査の範囲内においては、土壌汚染をうかがわせる事実認められなかった。なお、平成4年5月並びに平成15年11月撮影の空中写真では、いずれも農家住宅の敷地である。 ・近隣には広域的に、周知の埋蔵文化財包蔵地(樽見内古館遺跡)の指定がある。 ・土砂災害警戒区域等の指定はない。 ・横手市ハザードマップによると、雄物川の浸水想定0m以上0.5m未満である。 	

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成28年10月3日新築 約9年 約20年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 天 井 内 壁 床 設 備 そ の 他	木造2階建 合金メッキ鋼板ぶき サイディング ビニールクロス ビニールクロス 合板フローリング 電気・給排水衛生設備ほか オール電化仕様
床面積（現況）	1階 92.74㎡ 2階 66.24㎡ 延 158.98㎡	
現況用途等	現況用途 間取り	居宅 5LDK+2WCL(附属資料「間取図」参照) 1階 LDK、洋室1、和室1、洗面所、浴室、 トイレ等 2階 洋室3、WCL2
品 等	普通	
保守管理の状況	室内には大量の動産があり、保守管理の状態はやや劣る。	
建物の利用状況	所有者が住居として占有している。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地元不動産業者による注文住宅である。 ・床暖房を使用すると電気代が1月あたり10万円であった。 	

(物件3)

区 分	附属建物	
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和40年月日不詳新築 約61年 約3年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 天 井 内 壁 床 設 備 そ の 他	コンクリートブロック造2階建 亜鉛メッキ鋼板ぶき 石貼り あらわし あらわし/コンクリート コンクリート 電気 なし
床面積(現況)	1階 19.87㎡ 2階 18.21㎡ 延 30.08㎡	
現況用途等	現況用途 間取り	物置 附属資料「間取図」参照 1階 物置 2階 物置
品 等	普通	
保守管理の状況	物置内には大量の動産があり、保守管理の状態はやや劣る。	
建物の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・主である建物の南東側に、独立して築造されている。 ・所有者が物置として占有している。 	
特記事項	全部事項証明書上は昭和40年月日不詳新築とされているが、所有者は、それ以前に新築されたと思われると述べた。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1・2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) 7×イ×ウ×エ
1	5,040	0.98	581.81	0.90	2,586,000
2	5,040	0.98	535.53	0.90	2,381,000
計			1,117.34		4,967,000

※総額(円)については、千円未満四捨五入とした(以下同じ)。

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

標準画地は、北側で幅員約6m舗装市道に接面する地積1,000㎡程度の長方形の中間画地。

地価公示標準地 横手-6

$$\begin{array}{ccccccc} \text{地価公示} & & & & & & \\ \text{標準地価格} & & & & & & \\ 4,680\text{円}/\text{㎡} & \times & 100/100 & \times & 100/101 & \times & 100/92 = 5,040\text{円}/\text{㎡} \\ & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

時点修正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：西向 +1% (1.01)

地域格差：交通・接近条件 最寄り駅への接近性 +2% (1.02)
環境条件 利便性 -10% (0.90) } (0.92)

イ 個別格差：画地条件 南東向 +3% (1.03)
橋による接道 -5% (0.95) } (0.98)

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮し、建付減価率を10%と判定した。

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号		再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	主である 建 物	180,000	158.98	0.71	20,318,000
	附属建物	80,000	38.08	0.04	122,000
合 計					20,440,000

ア 再 調 達 原 価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：主である建物、附属建物ともに登記数量による。

ウ 現 価 率

(物件 2：主である建物)

耐用年数に基づく方法(定額法)と観察減価法を併用し、現価率を71%と査定した。

$$\{1 - (1 - R) \times n / N\} \times (1 \pm q) = 0.71 \times 1.00 = 0.71$$

R	: 残価率 5 %
n	: 経過年数約 9 年
N	: 経済的全耐用年数約 29 年
q	: 観察減価率 0 %

(物件2：附属建物)

ウ 現 価 率

耐用年数に基づく方法(定率法)と観察減価法を併用し、現価率を4%と査定した。

$$(R^{n/N}) \times (1 \pm q) = 0.06 \times 0.70 = 0.04$$

R：残価率5%

N：経済的全耐用年数約64年 (n + n')

n：経過年数約61年

n'：経済的残存耐用年数約3年

q：観察減価率30%

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) ア×イ
		イ		
1	2,586,000	0.25	法定地上権	647,000
2	2,381,000	0.25	法定地上権	595,000
計				1,242,000

イ 土地利用権等割合：物件1土地並びに物件2土地の物件3建物に対する土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,586,000	- 647,000		1.00	0.70	1,357,000
2	2,381,000	- 595,000		1.00	0.70	1,250,000
3	20,440,000	+1,242,000	1.00	1.00	0.70	15,177,000
一括価格 (合計)						17,784,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

《指標とした地価公示標準地価格》

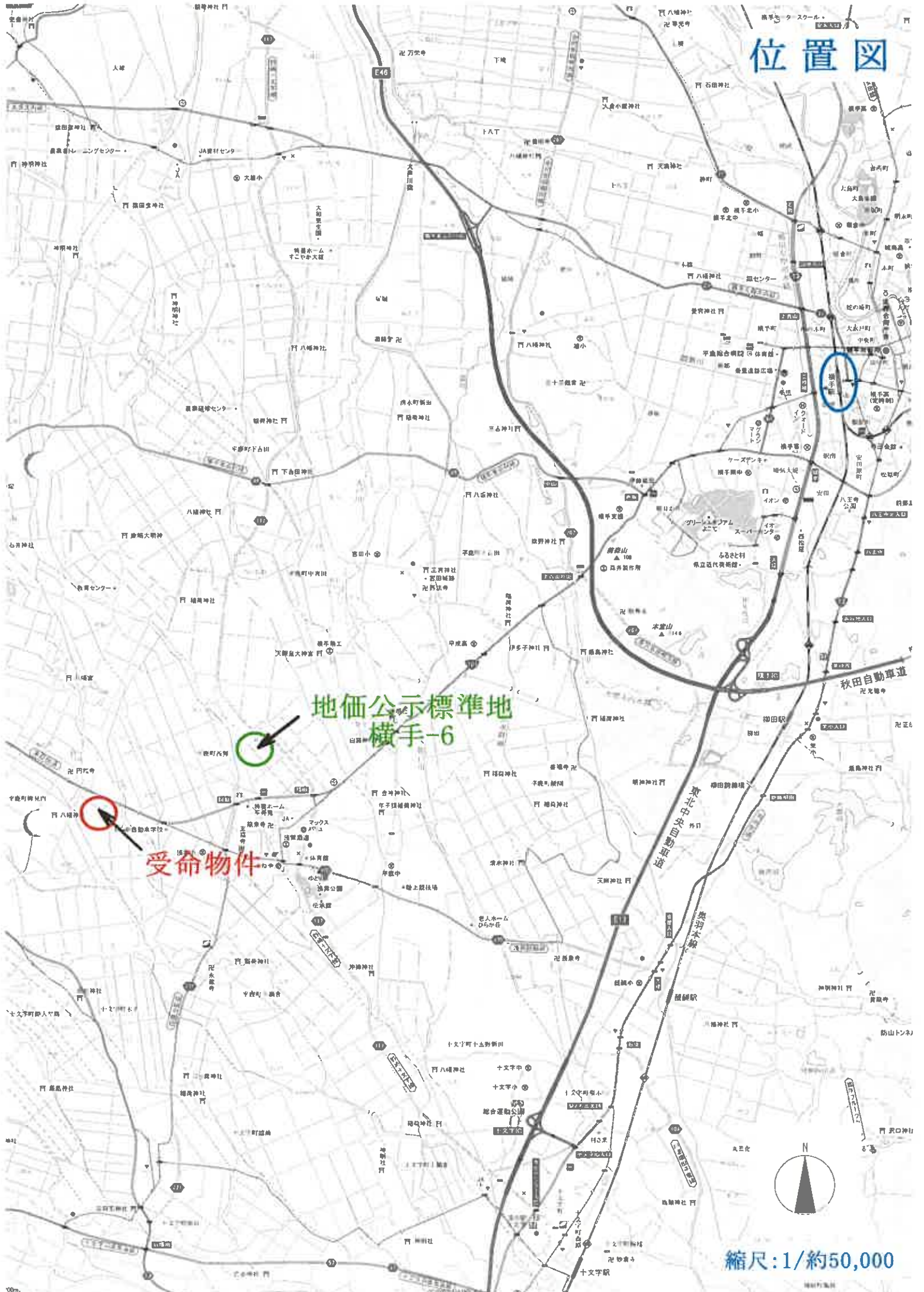
横手-6	
所在・地番	横手市平鹿町浅舞字林崎59番
価格	4,680円/㎡
位置	JR奥羽本線「横手」駅 約9.1km
価格時点	令和8年1月1日
地積	906㎡
供給処理施設	下水
接面道路	西側幅員6.5m舗装市道
用途指定等	非線引都市計画区域 用途無指定 建蔽率70%・容積率200%
地域の概要	農家住宅が多い旧来からの住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 案内図
- 3 公図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以上

位置図



地価公示標準地
横手-6

受命物件

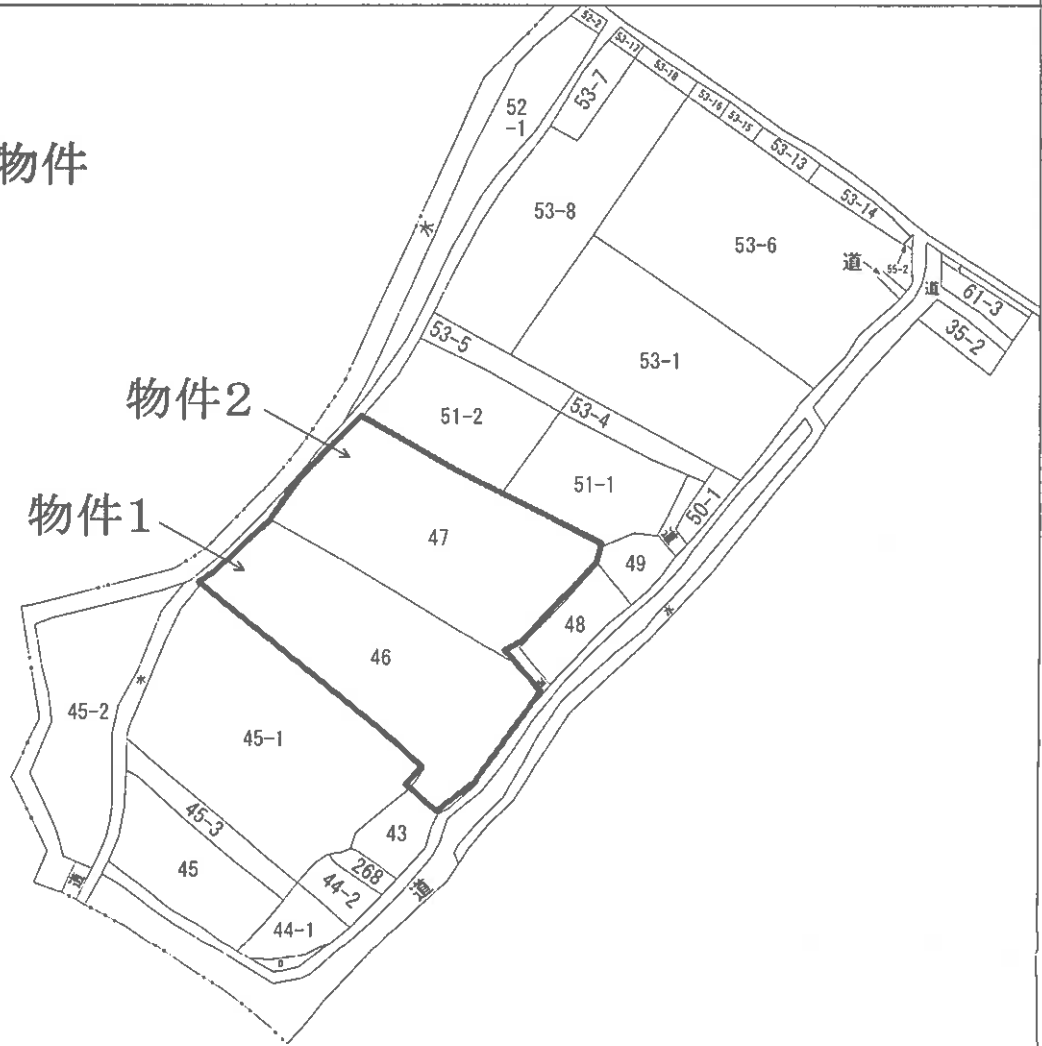
縮尺: 1/約50,000



イ 61-4
ロ 44-3



受命物件



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	横手市平鹿町樽見内字古館				地番	46番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月8日
秋田地方方法務局大曲支局
登記官

請求番号：12-2
(1/1)

A3判をA4判
(約70%)に縮小

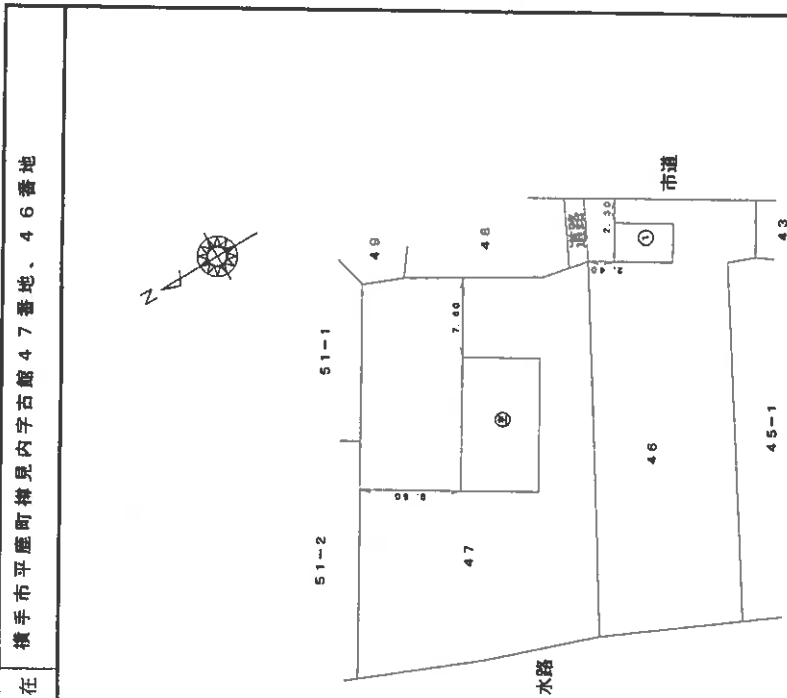
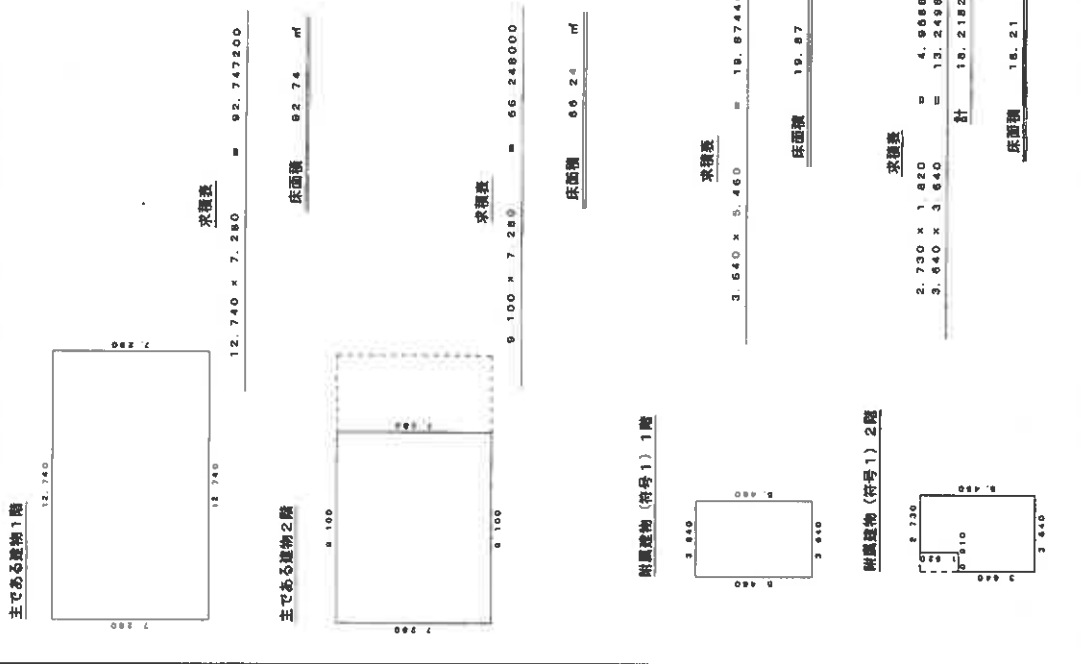
登記年月日：平成28年10月27日

令和7年12月8日 秋田地方方法務局大曲支局 登記官

建物図面 各階平面図

各階平面図

家屋番号	47番
建物の所在	横手市平庭町榊見内字古館47番地、46番地



作成者	横手市 土地家屋 評定委員会 (平成28年)	縮尺	1/250
申請人	[Redacted]	縮尺	1/500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

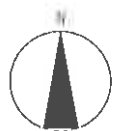
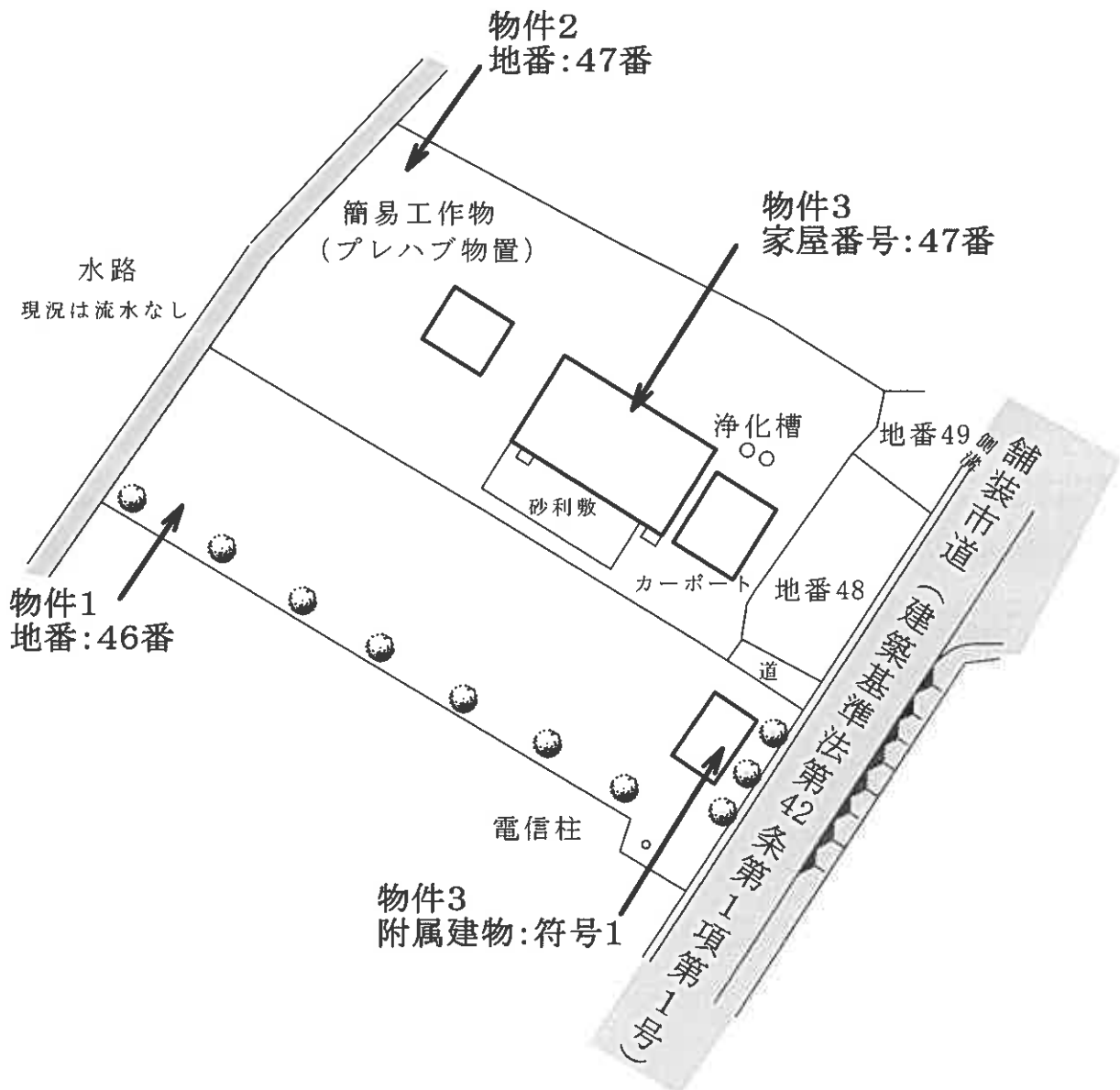
A3判をA4判
(約70%)に縮小

物件1～3土地建物位置関係図

横手支部 令和7年(ケ)第18号

横手市平鹿町樽見内字古館46番・47番

家屋番号:47番



縮尺:1/500

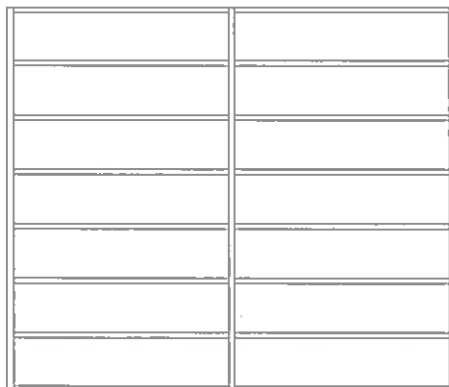
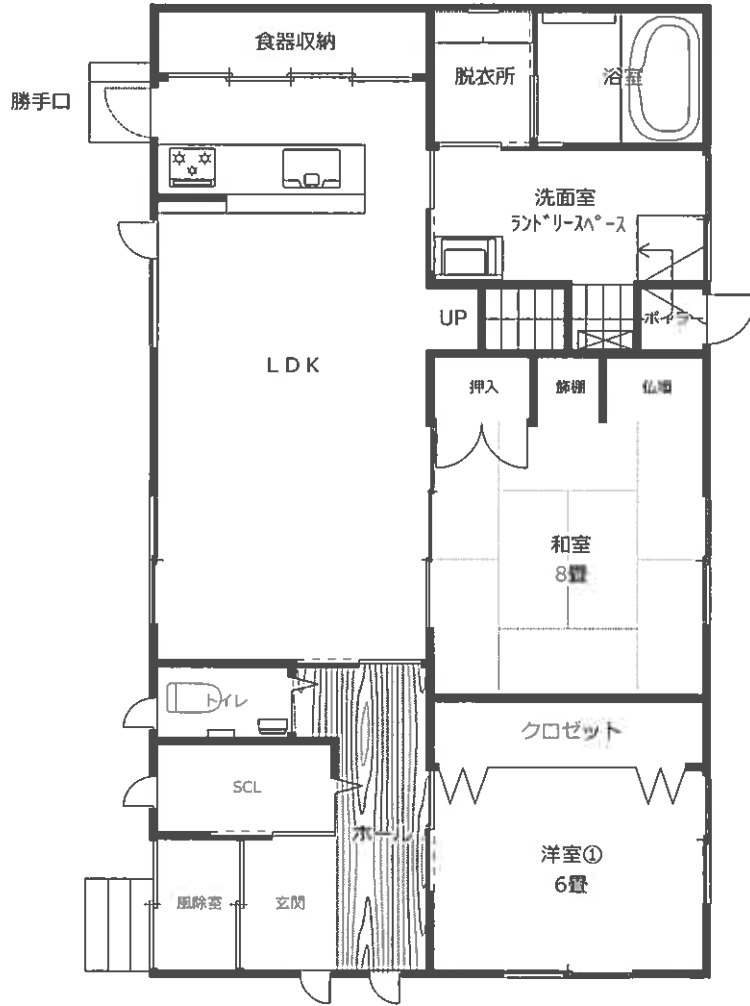
物件3建物間取図

横手支部 令和7年(ケ)第18号

横手市平鹿町樽見内字古館47番地・46番地

家屋番号:47番

1階



縮尺:1/100

物件3建物間取図

横手支部 令和7年(ケ)第18号

横手市平鹿町樽見内字古館47番地・46番地

家屋番号:47番

2階



縮尺:1/100

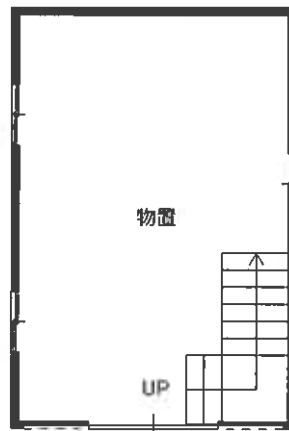
物件3建物間取図

横手支部 令和7年(ケ)第18号

横手市平鹿町樽見内字古館47番地・46番地

附属建物:符号1

1階



2階



縮尺:1/100